

令和5年度住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯臨時特別給付金（**1世帯3万円**）は、令和5年度の住民税均等割非課税世帯を対象に支援する給付金です。
- 令和5年6月1日時点で鏡野町に住民登録されている世帯が対象です。
- 給付金を受給するには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

給付金の支給時期

鏡野町が確認書（または申請書）を受理した日から**2～3週間後**が目安です。

申請期限 **令和5年10月31日(火)まで**

※郵送の場合は必着

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員が**令和5年度「住民税均等割が非課税」**の世帯

鏡野町から確認書が届きます（要返送）

※7月下旬から8月上旬にかけて順次「確認書」を発送します。

【注意事項】

※「確認書」が届かない世帯の場合

「世帯の中で税情報が把握できない方」、「令和5年1月2日以降に鏡野町へ転入」等により確認書が届かない場合があります。

世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」である場合は申請が必要です。申請書に必要書類を添えて届出してください。

【申請書配布先】鏡野町 総合福祉課窓口

※給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。

※当該給付金は、非課税扱いであり、差押禁止等の取扱いとなります。

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

お問い合わせ先

鏡野町総合福祉課 福祉係 担当:井上
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891